

## 生態系被害防止外来種リストの見直しに係る検討会の設置について

### 1. 生態系被害防止外来種リストの見直しに係る経緯及び検討会の設置等について

- 2010（平成 22）年 10 月に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標において、「2020 年までに侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される」との個別目標が示された。これを踏まえて 2012（平成 24）年 9 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、愛知目標を踏まえた国別目標として、「外来生物法に基づく特定外来生物のみならず、我が国の生態系等に被害を及ぼす又は及ぼすおそれのある侵略的外来種について、リストを作成する」とされた。
- これらに基づき、環境省及び農林水産省は、2015（平成 27）年 3 月に、法規制の有無に関わらず、侵略性が高く、我が国の生態系への被害が懸念される外来種 429 種類を列挙した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（通称「生態系被害防止外来種リスト」。以下、「リスト」とする。）を作成・公表した。
- その後、2023（令和 5）年 3 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、「生態系被害防止外来種リストの見直しを行う」とされたことを踏まえ、最新の外来種の侵入状況、生態系等への被害状況等を踏まえ、生物学等の専門有識者により構成する「生態系被害防止外来種リストの見直しに係る検討会」（以下、「検討会」とする。）を【資料 1 - 2】のとおり設置し、リストの見直しに向けた検討に着手する。
- また、リストの対象となる分類群（植物、動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、陸生節足動物、その他無脊椎動物）のうち、植物及び魚類については、現行のリストにおける掲載種数がとりわけ多く、加除対象となる種も多数となることが予測されることから、検討会の下、ワーキンググループ会合（以下、「WG」とする。）を設置し、各 WG において集中的な検討を行う。
- なお、今般更新するリストは、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」（2022 年 12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において、愛知目標の後継目標として採択）における個別目標、「侵略的外来種の導入率及び定着率を 2030 年までに 50%以上削減する」等の達成も意識しつつ、外来種対策に係る多様な主体に対して侵略的外来種について十分に浸透させ、適切な行動を喚起するものとする。

### 2. 想定する検討内容及びスケジュール

<令和 5（2023）年度>

- ・第 1 回検討会 10 月 27 日開催
  - －見直しの方向性について
- ・第 1 回魚類 WG 冬頃開催予定
  - －加除の候補種について

<令和 6（2024）年度>

検討会、植物 WG 及び魚類 WG を各 2 回程度開催し、リストの改正案を作成する。

<令和 7（2025）年度>

検討会、関係業界団体との意見交換及びパブリック・コメントを経て、令和 7（2025）年度末を目処に改正版のリストを公表。

※別途、令和 5（2023）年 10 月～令和 7（2025）年 3 月にかけて、「外来種被害防止行動計画」（平成 27（2015）年 3 月作成）の見直しも行う。

▼スケジュール（案）

年度	月	検討会	植物 WG	魚類 WG	その他	（参考）行動計画見直し
2023 （令和5）	10	【第1回検討会】 －検討会の設置について －見直しの方向性について				第1回検討会(10/12)
	11					
	12					
	1～3			【第1回魚類WG】 －加除の候補種について		第2回検討会
2024 （令和6）	4～6					
	7～9	【第2回検討会】 －加除の候補種について	【第1回植物WG】 －加除の候補種について	【第2回魚類WG】 －加除の候補種について		第3回検討会
	10～12		【第2回植物WG】 －加除の候補種について	【第3回魚類WG】 －加除の候補種について		パブリック・コメント 第4回検討会
	1～3	【第3回検討会】 －加除の候補種について				改定・公表
2025 （令和7）	4～6				関係者説明会	/
	7～9	【第4回検討会】 －改正案について	必要に応じて開催			
	10～12	必要に応じて開催			パブリック・コメント	
	1～3	【第5回検討会】 －改正案について → 改正・公表				